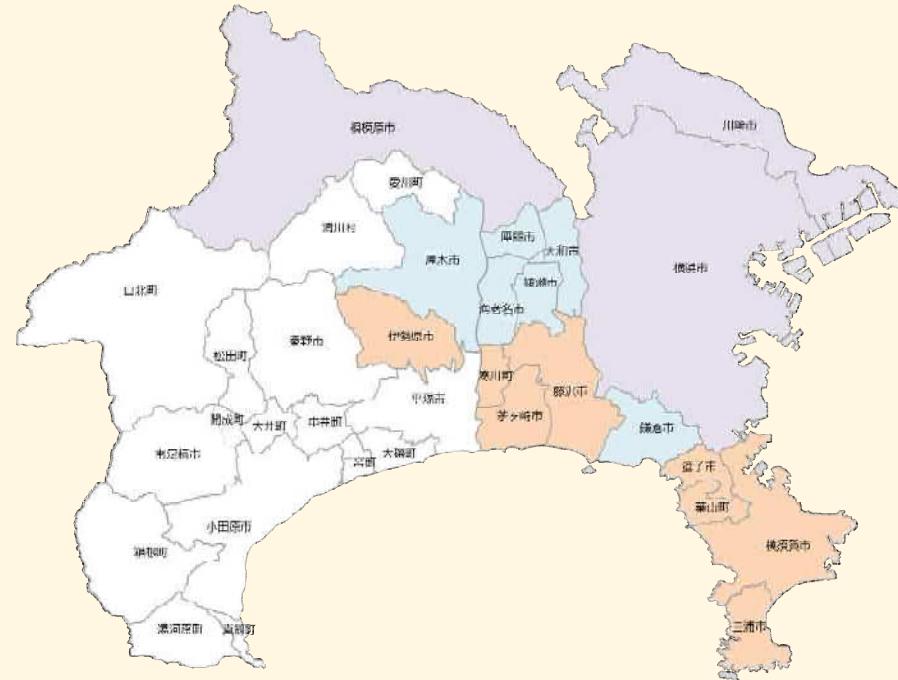


# 5月12日以降の重点措置に係る 本県の対応

令和3年5月8日

## まん延防止等重点措置を実施する区域(措置区域)と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日~5月31日)
- 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(4月28日~5月31日)
- **横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町(5月12日~5月31日)**



# 県民への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

## ○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの

## ○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

## ○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

## ○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない

## ○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、MASKの基本的な感染防止対策等の徹底

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面:飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

# 事業者への要請(飲食店等)

措置区域  (横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市) (5月12日からは、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加)	その他区域
<p>○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項)</p> <p>【時 間】20時まで</p> <p>酒類の終日提供の停止(酒類の持込み含む)</p> <p>カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)</p>	<p>○営業時間の短縮要請(法第24条第9項)</p> <p>【時 間】21時まで</p> <p>酒類の提供本数や提供時間制限等</p> <p>カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)</p>
<p>○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>従業員に対する検査を受けることの勧奨</li><li>入場者の感染防止のための整理及び誘導</li><li>発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li><li>手指の消毒設備の設置</li><li>事業所の消毒</li><li>入場者へのマスク飲食の周知</li><li>正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li><li>施設の換気</li><li>アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li></ul>	<p>○まん延防止等の措置(法第24条第9項)</p> <p>同左</p>
<p>○必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)</li><li>要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)</li><li>命令のための立入検査等(法第72条)</li><li>命令違反等に対する過料(法第80条)</li></ul>	
<p>Kanagawa Prefectural Government</p> <p>○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p>	4

# 事業者(その他の施設)への要請①(時短要請等)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	<p><b>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする</b>            ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</p> <p><b>1000平米超 :</b>(法第24条9項)  <b>21時※までの営業時間短縮要請</b></p> <p><b>1000平米以下 :</b>  <b>21時※までの営業時間短縮の働きかけ</b>            ※イベント開催以外の場合は<b>20時まで</b></p>	<b>21時までの営業時間短縮の働きかけ</b>
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場 ゴルフ練習場、バッティング練習場 など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	<p><b>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする</b>            ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</p> <p><b>1000平米超 :</b>(法第24条9項)  <b>20時※までの営業時間短縮要請</b></p> <p><b>1000平米以下 :</b>  <b>20時※までの営業時間短縮の働きかけ</b>            ※イベント開催の場合は、<b>21時まで</b></p>	<b>21時までの営業時間短縮の働きかけ</b>
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	<p><b>1000平米超 :</b>(法第24条9項)  <b>20時までの営業時間短縮要請</b></p> <p><b>1000平米以下 :</b>  <b>20時までの営業時間短縮の働きかけ</b></p>	<b>21時までの営業時間短縮の働きかけ</b>
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	<p><b>1000平米超 :</b>(法第24条9項)  <b>20時までの営業時間短縮要請※</b></p> <p><b>1000平米以下 :</b>  <b>20時までの営業時間短縮の働きかけ※</b>            ※生活必需物資を除く</p>	(生活必需物資を除く) <b>21時までの営業時間短縮の働きかけ</b>

## 事業者(その他の施設)への要請②(その他措置)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など		
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

## 事業者(その他の施設)への要請③(共通事項)

### 措置区域

### その他区域

- 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)停止の働きかけ
- カラオケ設備使用自粛等の働きかけ
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

## 事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域			
○収容人数等の要請(法24条第9項)				
収容率		人数上限		
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人		
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等			
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)			
※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。				
○営業時間短縮の働きかけ	○営業時間短縮の働きかけ			
【時 間】21時まで 酒類の終日提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の停止	【時 間】21時まで 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時から20時まで			
○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)				
○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ				

# その他事業者への要請

県内全域(措置区域+その他区域)

## ○ テレワークの徹底 等

- ・「出勤者数の7割削減」について働きかけを行う。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の働きかけを行う。
- ・基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

## ○ 大学や学校への要請

- ・大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。
- ・感染防止のための所要の措置を講じることを要請する。
- ・特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。
- ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図るよう要請する。

# 大規模施設等に対する協力金について

## 【考え方】

- 現在、緊急事態宣言対象区域において、定額で支給することとしている協力金について、  
今般、まん延防止等重点措置区域においても対象とし、事業規模に応じたものに見直す。  
※ まん延防止等重点措置区域においては、5月7日から適用する。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1000平米超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金額 (日額)	「時短営業した面積1,000m <sup>2</sup> 毎に20万円/日」 $\times$ 「短縮した時間／本来の営業時間」	「時短営業した面積100m <sup>2</sup> 毎に2万円/日」 $\times$ 「短縮した時間／本来の営業時間」